

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

報告事項がありますので、事務局より報告させます。木村事務局長。

○事務局長（木村宣文君）

本日、五番三上道人議員より、所用のため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ただいまの出席議員数は十一名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、諸般の報告を行います。

三月十三日付で、今定例会に議案が一件追加提案されたため、配付のとおり、同日付で受理いたしましたので、報告いたします。

日程第二、議案第二十一号を追加上程し、町長職務代理者から追加議案の提案理由の説明を求めます。町長職務代理者三上孝之副町長。

〔町長職務代理者副町長 三上孝之君 登壇〕

○町長職務代理者副町長（三上孝之君）

おはようございます。

それでは、本日追加提案いたしました議案一件の概要についてご説明をいたします。

議案第二十一号令和七年度藤崎町一般会計補正予算（第十一回）案でございます。

今回の補正は、前町長の退職に伴う町長選挙に要する経費及び南津軽郡選挙区県議会議員の辞職に伴う補欠選挙に要する経費を追加するもので、歳入歳出とも二千二百七十七万七千円を追加し、予算規模は百億九千二百二十三万五千円となるものであります。

以上、追加提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、原案どおりご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（奈良完治君）

日程第三、議案第二号藤崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二号を採決いたします。議案第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第二号は原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第三号藤崎町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三号を採決いたします。議案第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第四号藤崎町債権管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四号を採決いたします。議案第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第五号藤崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五号を採決いたします。議案第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第五号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第六号藤崎町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六号を採決いたします。議案第六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第六号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第七号町道路線の廃止の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七号を採決いたします。議案第七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第八号町道路線の認定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八号を採決いたします。議案第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第九号令和七年度藤崎町一般会計補正予算（第十回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

浅利議員。

ページ数でいきますと、十四ページの財産収入のところなんですけれども、その中で物品売払収入九十一万円ほど計上されているんですけれども、これはどういう内容で九十一万円ほどになったのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

石澤財政課長。

○財政課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

物品売払収入の九十一万千円でございますが、旧消防指令車の売払い収入、公売により売払いした収入でございます。以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

消防車の入替えに伴うものだと思うんですけれども、公売というのは、役場の財産、公募で公売をしたというふうな実態、公告も含めてどういう手順でやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

石澤財政課長。

○財政課長（石澤岩博君）

議員おっしゃるとおり、消防指令車、新車に買換えしたものでございます。その旧車を公売により広く参加者を募って入札を行いまして、売払いしたものでございます。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

ページ数でいきますと、十九ページです。地方創生推進費の中で弘前圏域定住自立圏婚活支援事業負担金二万五千元ほど補正したというようなことなんですけれども、広域でやっている婚活支援事業だと思うんですけれども、これは実態的に今年度はどういうふうな内容で執り行われたものなんでしょうか。お知らせ願いたいと。

○議長（奈良完治君）

三浦経営戦略課長。

○経営戦略課長（三浦良彦君）

お答えいたします。

まず、今回の補正二万五千元につきましては、広域連合で会計年度任用職員を雇っている、そちらの person 費増に伴うもので二万五千元増額いたしました。こちらの事業の内容につきましては、弘前圏域でマッチング事業、要は婚活イベントを共同で実施する、あるいは婚活用の顔写真を持ち回って、写真を撮って、そこを管理するといった作業を広域で協力しながら進めてございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

現在、いわゆる人口減少社会を脱却するための国・地方挙げての取組もされているんですけども、今のご説明ですと、人件費とともに顔写真を撮って、それらを婚活活動に利用するとかというようなお話だったんですけども、結婚そのものまで至らないというケース、あるいは結婚したくないというケースがたくさん見られることも子供が増えない原因の一つでもあるんですけども、そもそも広域でやっている婚活活動というか、そういうのを何回ぐらいというか、どういうふうにやっていらっしゃるのかということについてはどうでしょうか。

○議長（奈良完治君）

三浦経営戦略課長。

○経営戦略課長（三浦良彦君）

お答えいたします。

こちら圏域でやっている出会いの場をつくるということで、年二回、イベントのほうを開催しています。ちょっと詳しい資料は持っていないんですが、一件目が西目屋村でやったもの、あともう一回ちょっとすみません、頭に入っていないんですけども、二件ほど出会いの場を設けるといったものと、先ほど顔写真というのが婚活用に活用するお見合いの写真、要はプロフィール用の写真、着飾った外向きというんですかね、そういった正装する、その際に自分に似合った色、そういったものもアドバイスしていただける、服装のそういったのを専門のスタッフの方が来て写真を撮るといった、そういった方々に対する支援ということになります。

以上となります。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九号を採決いたします。議案第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第十号令和七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十号を採決いたします。議案第十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第十号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第十一号令和七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十一号を採決いたします。議案第十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第十二号令和七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十二号を採決いたします。議案第十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第十三号令和七年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

ページ数でいきますと、五十八ページであります。収益的収入及び支出について、支出の五十八ページの水道事業基本計画見直し等業務委託料三百五万円ほど返還になっているんですけども、それでこの水道事業基本計画見直しの委託契約というのはもう成果品といいますか。それはもうできてしまっていて、どのような見直しをするんだというようなこと、まず成果品そのものはもうできてしまったんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

この業務委託ですけれども、委託期間が今月末となっております、成果品はまだできてございません。
以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

三月末というようなことをごさいますけれども、基本計画見直しの業務委託です。どういうふうなことを委託の内容に主にやって委託したということ、委託の内容ですね、どういうものなんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

この委託業務は三つの計画を委託しているものでございます。一つが水道事業の基本計画、もう一つが水道事業アセットマネジメント、そして三つ目が耐震化計画、この三つになります。

水道事業の基本計画ですけれども、これは今後の水道事業を行っていく上で文字どおり基本となるもので、人口の推計、あるいは給水需要の推計、それから施設、地震の想定などを行うものでございます。

次に、二つ目のアセットマネジメントですが、これはアセットというのは資産のことを意味する言葉でございますが、水道施設をどのように有効に活用していくかということを経期的に計画するためのものでございます。

三つ目、耐震化計画、文字どおり管路の耐震化ということでございまして、何度かこの場でも説明させていただきましたが、今後行っていく水道の管路の耐震化をこちらで計画していくというものでございます。今回の委託は、今申し

上げた三つの計画を委託したものでございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十三号を採決いたします。議案第十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第十四号令和七年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十四号を採決いたします。議案第十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、予算特別委員会報告を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は議員全員で構成する予算特別委員会の審査であり、委員長から報告書が提出され、配付しておるとおりであり

ます。委員長報告は、会議規則第三十九条第三項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、令和八年度各会計予算案の議案第十五号から議案第二十号までは、議員全員による予算特別委員会で審査いたしましたので、説明、質疑及び討論を省略し、採決いたします。

日程第十七、議案第十五号令和八年度藤崎町一般会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

令和八年度一般会計予算は総額八十億円の予算であり、大方は町民の暮らし、福祉、教育、子育て支援に重要な骨格予算であります。しかしながら、以下の点で賛同できませんので反対いたします。

一つは、歳入における県支出金、核燃料物質等取扱税交付金三千万円は、核燃料サイクル施設保管物質の課税収入分の配分だと思われませんが、電気料金の引下げや、あるいはまた電力会社が進めている廃炉作業の加速化、あるいはまた何よりも自然エネルギーの普及拡大に充てられるべきだという理由から、賛成できません。

二つ目は、自治体正職員百二十六名と会計年度任用職員九十二名、臨時職員などの業務で自治体の業務を送っているところではありますが、会計年度任用職員の給与等、手当等のさらなる改善が必要ではないかという理由であります。

三つ目は、西十和田トンネル建設促進負担金は早急に建設する必要性もないという、中止すべきだという理由から、本一般会計予算に賛成できません。

最後に、一言だけ付け加えさせていただきますと、物価高騰対策の一番の土台は戦争を中止することだというふうに思っております。そのことを最後に強調して反対討論とするところでもあります。

○議長（奈良完治君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。相坂議員。

○一番（相坂清志君）

私は、議案第十五号令和八年度藤崎町一般会計予算案に賛成するものであります。

令和八年度一般会計予算案は骨格予算として編成されたものでありますが、町の行政運営を停滞させないために必要不可欠な経費である人件費や扶助費などの義務的な経費や施設の維持管理費、一部事務組合への負担金などが計上されているとともに、町民の皆さんの生命や財産を守るために必要な経費も盛り込まれております。

また、藤崎老人福祉センター新源泉掘削工事費の予算が計上されており、町民の皆様の健康保持のために、温泉の早期復旧が大いに期待できるものであります。

よって、令和八年度藤崎町一般会計予算案に賛成するものであります。

○議長（奈良完治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります

これから議案第十五号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第十五号は原案のとおり決するこ

とに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奈良完治君）

起立多数であります。よって、議案第十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第十六号令和八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

令和八年度国民健康保険特別会計の総額は十七億四千四百万円であり、令和八年度における町民の健康と安心に役立つものであります。しかしながら、以下の点で賛成できません。

一つは、歳入における子ども・子育て支援納付金制度の導入により、約七百万円余りの町民の負担増が生じるということであります。子ども・子育て支援の財源を現在でも重い負担となっている国保加入者、被保険者に求めるのではなく、国家予算の一般財源でこそ対応すべきという理由からであります。

二つ目は、高額療養費は安心の医療体制のために不可欠であります。低所得者の軽減措置は講ぜられたと言われておりますが、対象者の約八割は負担増となり、長期の治療を必要としているがん患者などには、さらに一層の経済的負担

を強いることになることでもあります。

以上の理由から、本国保会計に賛成できません。反対です。

○議長（奈良完治君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。棚内議員。

○二番（棚内伸治君）

私は、令和八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案に賛成するものであります。

今回の国保特別会計予算につきましては、法改正に対応するため新設された子ども・子育て支援納付金を計上するほか、必要な財源である保険税については、子育て世代や低所得者層に配慮したものとなっております。

また、医療に対する保険給付である療養給付費や高額療養費のほか、特定健診及び保健指導、重症化予防のための施策の充実を図り、医療費の削減とともに被保険者の健康寿命の延伸を図るための内容となっております。負担の公平性の確保や医療費の適正化を図りながら、町民の健康保持に大きく貢献する事業を推進するものであることから、本予算案に賛成するものであります。

○議長（奈良完治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第十六号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第十六号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奈良完治君）

起立多数であります。よって議案第十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第十七号令和八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第十八号令和八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第十九号令和八年度藤崎町水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第二十号令和八年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第二十一号令和七年度藤崎町一般会計補正予算（第十一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十一号を採決いたします。議案第二十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、請願第一号地域の医師不足解消に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は不採択です。本案は質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

委員長報告は請願の不採択でよいということですが、採択すべきだというふうに私は思います。

それで、その理由は、政府は二〇二四年に医師偏在対策に関する対策を打ち出しましたが、医師の配置を重視する政策に転換しているようであります。しかしながら、現場では依然として深刻な医師不足が続いています。特に、医師少数県とされる青森県は、医師の絶対数不足や地域間格差が顕著であり、地域医療崩壊の危機に直面しているとも言えます。

今、地域医療は医師不足の危機に直面しているわけですが、全ての医師の人権を保障し、健康を守りながら、今以上に医療需要を切り捨てないで医療を継続していくためには、偏在対策の強化だけではなく、地域での医師不足を解消することが必要であると思います。そのために、医学部の医師の定員の増加も必要であると考えております。

したがって、本請願は採択されてしかるべきものだと思っておりますので、委員会報告に賛同できません。

○議長（奈良完治君）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。五十嵐議員。

○七番（五十嵐 忍君）

私は請願第一号地域の医師不足解消に関する請願書について、医師の都市部への偏り、診療科の偏りは理解できるものでありますが、次の理由で反対です。

医師不足に対応するため、既に国も様々な部会や分科会を開催し検討を重ねていること、請願の要望では医師需給推計を見直すこととしていますが、見直しを要望する以上は見直しを判断すべき具体的な根拠を示すべきであること、請願にある医学部定員を増員することは大学の経営への影響を及ぼしかねないこと。

以上、医師不足や偏在対応は、国や県の動きに照らし議論すべきで、医師需給推計の見直しや医学部定員を増員については極めて慎重に取り扱うべきと考えます。

よって本請願は不採択が相応だと思えます。

○議長（奈良完治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから請願第一号を採決いたします。この採決は起立によって行います。請願第一号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奈良完治君）

起立多数です。よって、請願第一号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第二十五、請願第三号地域医療を守るための社会保障制度の拡充を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は不採択です。本案は質疑、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

委員長報告に賛成できないその理由を申し述べたいと思います。

社会保障制度は、国民の命と暮らしを守る重要な制度であります。憲法二十五条に基づき、誰もが安心して医療や介護を受けられる社会の実現に不可欠なものだと思います。

しかし、国が進めている社会保障費の自然増抑制政策や、あるいは診療報酬の抑制により、医療介護現場は深刻な影

響を受けている状況であります。特に地域の医療機関は物価高騰や人件費上昇、光熱費の負担増なども重なり、経営が厳しくなっております。

地域医療を守り、持続可能な社会保障制度を築くために、請願者は診療報酬の上昇に見合った診療報酬の引上げを求めていること、それから、医療機関への国及び市町村自治体への財政支援も強化すること、三つ目には、医療・介護・福祉制度の拡充と必要な財源の確保を国に求めていること。

以上の内容でありますので、本請願は採択されてしかるべきものではないかという理由であります。

○議長（奈良完治君）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。千葉議員。

○三番（千葉孝蔵君）

私は、請願第三号地域医療を守るための社会保障制度の拡充を求める請願書について、社会保障制度の維持・拡充は、今般の物価・人件費高騰の折、大変重要な事業だと理解はできるものでありますが、次の理由で反対です。

請願にある診療報酬の引上げについて、令和八年度改定の基本方針が示されており、プラス改定として国が配慮を示していること。医療機関への財政支援強化については、国が医療・介護支援パッケージとして、経営の改善や従事者の処遇改善への対応を強く打ち出していること。医療・介護・福祉制度の拡充と必要な財源の確保については、特に介護保険において令和八年度に報酬改定するというところで、本来は令和九年度に行うものをそこまで待たずに行うもので、国の強い意思の表れを感じることに。

以上、請願書で求める社会保障制度の拡充については、個別具体的に方向性が示されており、既に対応の動きが取られているものであります。

よって本請願は不採択が相応だと思っております。

以上。

○議長（奈良完治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから請願第三号を採決いたします。この採決は起立によって行います。請願第三号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奈良完治君）

起立多数です。よって、請願第三号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第二十六、常任委員会報告を求めます。

総務産業常任委員会から報告を願います。総務産業常任委員会榎内伸治副委員長。

〔総務産業常任副委員長 榎内伸治君 登壇〕

○総務産業常任副委員長（榎内伸治君）

総務産業常任委員会の報告をいたします。

本日、三上委員長が欠席のため、副委員長の私から代わりに報告いたします。

総務産業常任委員会より、去る一月二十九日、令和七年度藤崎町議会「町民と語る会」において、議会と総務産業常任委員会が所管する農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんと話し合う機会をつくりました。今回の開催に当たり、積極的にご協力をいただいた農業委員会の安原会長には感謝を申し上げます。

語る会では、参加者が少人数のグループに分かれて、全体会で「農業委員会の役割」、分科会ではグループ別に「農業の担い手・後継者問題」と「農地の有効活用・遊休農地対策」というテーマを決めて話し合われました。

議員の中には農業に精通していない議員もいることから、農業委員会の業務や農業行政が抱える課題について参加者から率直な意見を聞くことができ、町の基幹産業であります農業振興に関しても、議会も一緒に取り組む決意を新たにしましたものであります。

二月十日には、全国各地では熊の出没により負傷者や農作物の被害が発生し、去年は当町にも出没したことから、民生教育常任委員会と合同で西目屋村の「ジビエ工房白神」という処理施設の視察を行いました。この施設は、西目屋村がいろいろ行っている鳥獣被害対策の取組の中で、捕獲した野生鳥獣を食肉に処理加工し、熊肉を活用し新しい観光資源とするために、津軽ダム工事事務所から移管された建物を令和二年度に整備したものであります。ここ数年の熊被害が多く報道されるようになってからは、全国的にも注目され、観光資源として地域の活性化に役立っているということでした。

地域の資源を掘り起こした新たな財産に変えていくという考え方は、当町においても参考になるものと感じました。

以上、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（奈良完治君）

次に、民生教育常任委員会から報告をお願いします。民生教育常任委員会五十嵐 忍委員長。

〔民生教育常任委員長 五十嵐 忍君 登壇〕

○民生教育常任委員長（五十嵐 忍君）

民生教育常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る二月十日、総務産業常任委員会と合同で西目屋村の「ジビエ工房白神」を視察してまいりました。この施設の概要は、先ほど総務産業常任委員会より説明がありました。去年は藤崎中央小学校から遠くないところでも熊が出没し、けが人も出たことから、小中学校の通学路の安全確保に影響を及ぼすおそれがあるため、今年も熊出没の動向を注視し

たいと思います。

二月十六日には、令和七年第四回定例会において継続審査となりました「地域の医師不足解消に関する請願書」及び「地域医療を守るための社会保障制度の拡充を求める請願書」について集中審議を実施しました。今回の請願は、医療における社会保障制度という極めて専門性が高い分野なので、委員の理解を深めるため、医師不足の現状や医療機関の財政状況などを担当課長から説明をいただき、国・県における医師確保の取組や診療報酬改定により医療制度の向上を図っていることが確認できました。これを踏まえて、継続審査となっていた請願書を今回の定例会会期中の常任委員会において審議を行ったものであります。

以上、民生教育常任委員会より報告といたします。

○議長（奈良完治君）

日程第二十七、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、配付しておりますとおり、所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第二十八、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、配付しておりますとおり、所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申出のとおり決定いたしました。

日程第二十九、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会広報特別委員長から、会議規則第七十二条の規定により、配付しておりますとおり、所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

これをもって、本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これまで説明員として出席され、今定例会が最後となります葛西昭仁総務課長、佐々木 克尚会計課長、舘田康彦農政課長、木村宣文議会事務局長におかれましては、長きにわたり藤崎町を支えてこられたことに対しまして感謝申し上げます。今後とも、町政発展のためご指導を賜りますようお願いいたしますとともに、なお一層のご多幸、ご健康でありますことをお祈り申し上げます。ご苦労さまでした。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和八年第一回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時五十一分

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 奈 良 完 治

署名議員 相 坂 清 志

署名議員 栩 内 伸 治

署名議員 千 葉 孝 蔵